

## 決 定 要 旨

被 審 人（住所） 福岡県  
（氏名） A

上記被審人に対する平成25年度（判）第5号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法（以下「法」という。）185条の6の規定により審判長審判官梶浦義嗣、審判官松葉知久、同琴岡佳美から提出された決定案に基づき、法185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

### 記

#### 1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金24万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成25年8月22日

#### 2 事実及び理由

課徴金に係る法178条1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第1回の審判の期日前に、課徴金に係る法178条1項16号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成25年6月21日

金融庁長官 畑中龍太郎

(別紙)

1 課徴金に係る法178条1項各号に掲げる事実

法178条1項16号に該当

被審人は、平成24年5月16日、東京都港区赤坂三丁目11番3号に本店を置き、医薬品および医薬部外品の販売ならびに輸出入、通信販売業等を目的とし、その発行する株式が東京証券取引所マザーズ市場に上場されているケンコーコム株式会社（以下「ケンコーコム」という。）の役員Bから、同人が職務に関し知った、ケンコーコムの業務執行を決定する機関が、楽天株式会社を割当先とする第三者割当増資を行うことについての決定をした旨の重要事実の伝達を受けながら、法定の除外事由がないのに、上記事実の公表がされた同月17日午後3時30分頃より前の同日午前9時頃から午前9時46分頃までの間、C証券株式会社を介し、東京都中央区日本橋兜町2番1号所在の株式会社東京証券取引所において、自己の計算において、ケンコーコムの株式合計8株を買付価額合計32万8500円で買い付けたものである。

2 法令の適用

法175条1項2号、166条3項、1項1号、2項1号イ、176条2項

3 課徴金の計算の基礎

(1) 法175条1項2号の規定により、当該有価証券の買付けについて、業務等に関する重要事実の公表がされた後2週間における最も高い価格に当該有価証券の買付けの数量を乗じて得た額から当該有価証券の買付けをした価格にその数量を乗じて得た額を控除した額。

(71,500円×8株)

－ (40,850円×3株+40,900円×2株+41,350円×1株+41,400円×2株)

= 243,500円

(2) 法176条2項の規定により、上記(1)で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、240,000円となる。